

●香川県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月30日から同年11月20日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月30日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名字岩元 2418番2地先から	前	4.0～14.2	350	防災・安全社会資本整備 交付金事業によるバイパス建設
		24.2～121.2	210	
東かがわ市五名字岩元 2438番9地先まで	後	4.0～14.2	350	
		60.1～132.5	210	